



登米市水道事業公告第28号

建設工事一般競争入札（総合評価）公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月7日

登米市水道事業管理者
登米市長 布施 孝尚

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 登水請第09074号
- (2) 工事名 第29-北方配水池緊急遮断弁設置工事
- (3) 施行場所 登米市迫町北方字丸森地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成22年2月26日
- (5) 工事概要
本工事は、緊急遮断弁整備事業計画に基づき北方配水池に緊急遮断弁の設置工事を行うもの。
・北方配水池
緊急遮断弁 $\phi 350$ N=1基
- (6) 支払条件 前払金 有
- (7) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- (8) 入札方法 制限付一般競争入札【総合評価一般競争入札（特別簡易型）】
本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）の工事である。

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 登米市から指名停止を受け、入札日に指名停止中でないこと。
- (3) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - イ 入札に参加する者又は入札に参加する者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が入札に参加する者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ロ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。
 - ホ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ト 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。
 - チ 入札に参加する者、入札に参加する者の役員等又は入札に参加する者の経営に実質的に関与している者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。
- (4) 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第5条第2項の規定に基づく有資格者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	水道施設工事
登録等級（公告日現在）	A等級、B等級のいずれかの業者であること
事業所の所在に関する条件	登米市内に本社（本店）を有していること
施工実績に関する条件	ダクタイル鋳鉄管（耐震工法）の配水管工事の元請又は下請の実績があること
配置技術者に関する条件	専任の主任技術者（1級又は2級土木施工管理技士）又は監理技術者を配置できること 配水管技能者（耐震継手）を適正に配置できること
その他	別紙「事後審査型入札公告共通事項」に示すとおりとする

3. 入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住 所
入札担当課	登米市水道事業所 水道管理課	0220-52-3314	987-0702 登米市登米町寺池日子待井 381 番地 1
工事担当課	登米市水道事業所 水道施設課	0220-52-3312	987-0702 登米市登米町寺池日子待井 381 番地 1

4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	平成 21 年 10 月 8 日 (木) ~ 平成 21 年 10 月 16 日 (金)	登米市登米町寺池日子待井 3 8 1 番地 1 登米市水道事業所閲覧所
落札者決定基準の交付	平成 21 年 10 月 8 日 (木) ~ 平成 21 年 10 月 16 日 (金)	登米市登米町寺池日子待井 3 8 1 番地 1 登米市水道事業所水道管理課出納管財係 (登米市ホームページからも入手可)
質問書の受付	平成 21 年 10 月 8 日 (木) ~ 平成 21 年 10 月 14 日 (水)	登米市登米町寺池日子待井 3 8 1 番地 1 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
回答書の閲覧	平成 21 年 10 月 8 日 (木) ~ 平成 21 年 10 月 16 日 (金)	登米市登米町寺池日子待井 3 8 1 番地 1 登米市水道事業所閲覧所
入札書の郵送受付期間	平成 21 年 10 月 14 日 (水) ~ 平成 21 年 10 月 19 日 (月) 午後 4 時まで必着 (期限まで到達したもののみ有効。 <u>配達証明付郵便に限る。</u>)	郵送先 〒987-0799 (専用郵便番号) 登米郵便局留 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
開 札	平成 21 年 10 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分から	登米市役所登米庁舎 2 階
総合評価技術資料の記載内容を証明する資料の提出	平成 21 年 10 月 23 日 (金)	登米市登米町寺池日子待井 3 8 1 番地 1 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
落札者の決定等	平成 21 年 11 月 2 日以降に通知	
入札結果の公表	契約締結後	登米市ホームページ及び登米市水道事業所 閲覧所

(注) 上記の期間は、登米市の休日を定める条例による市の休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く) とする。

5 入札書の提出

- (1) 入札書の提出期限及び提出先は、入札日程等のとおり。
- (2) 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書の中封筒にいれ、封かんの上、宛名、工事番号、工事名、工事場所、商号又は名称、及び差出人住所を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺 1 枚及び価格以外の評価項目及び評価基準 (様式一簡 1) に企業独自採点を行った用紙を入れ、表に入札書在中と朱書きする。

6 開札への立会い

開札への立会いは、当該入札参加者のみ認めるものとするので、代理人が開札に立ち会うときは、委任状を提出しなければならない。開札の立会人が 2 人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることとする。

7 入札（開札）の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者を含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

8 落札者決定基準の交付

4「入札日程等」のとおり（登米市ホームページからも入手可）

9 開札後に必要な書類

開札後に、落札者とするための総合評価を行うので、入札執行者の指定を受けた者（以下「総合評価対象者」という。）は、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 総合評価技術資料
- ② 配置技術者届出書（入札参加資格確認申請資料）
- ③ 配置技術者の資格者証の写し
- ④ 配置技術者と雇用関係が確認できる書類
- ⑤ 配水管技能者登録証（耐震継手）の写し
- ⑥ 同種工事の施行実績調書及び当該工事請負契約書等の写し
- ⑦ 工事費内訳書
- ⑧ その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

10 設計図書等の閲覧

設計図書の閲覧期間及び場所は、4に示すとおりとするが、希望者は閲覧期間中、下記の場所において設計図書等を有料にて複写することができる。

複写場所 住 所 登米市迫町佐沼字中江五丁目8番21号
商 号 (有)ユーコー商事
電話番号 0220-22-9473

11 設計図書等に対する質問及び回答書の閲覧

質問がある場合には、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、水道管理課出納管財係に提出する。質問書に対する回答書を4「入札日程等」のとおり閲覧に供する。

12 入札保証金 免除とする。

13 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札価格は入札書が予定価格を超えないで最低制限価格を下回らない者のうち、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の社会性」、「企業の地域性」をもって総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値は入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値＝価格評価点＋価格以外の評価点

2) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

①価格評価点 80点 ②価格以外の評価点 20点

3) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝80点×最低の入札価格／入札価格<小数点以下3位四捨五入>

なお、最低入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲での最低入札価格とし、入札価格とは各入札者の入札金額とする。

4) 価格以外の評価点は、次の①から③の評価項目について評価を行う。

- ① 企業の技術力
- ② 企業の社会性
- ③ 企業の地域性

(3) 上記①から③の評価項目の内容及び配点の詳細は落札者決定基準による。

14 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価における価格以外の評価に必要な書類（総合評価技術資料 様式一簡1）の提出を求める。
- (2) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容について確認資料の提出を求める。
- (3) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）。
- (4) 総合評価技術資料は返却しない。
- (5) 総合評価技術資料は公表しない（情報公開条例に基づく行政文書開示請求による開示を除く。）。
- (6) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- (7) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (8) 提出を求める総合評価技術資料の作成にかかる費用は、入札参加者の負担とする。

15 契約保証金

落札決定者は、契約書提出と同時に登米市契約規則第31条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を納付又は提供すること。

16 その他

- (1) 「登米市水道事業に係る建設工事入札後審査方式制限付一般競争入札実施要領」及び「入札後審査方式制限付一般競争入札（事後審査型入札）公告共通事項」、「登米市水道事業建設工事総合評価一般競争入札（簡易型及び特別簡易型）試行実施要領」に示すとおりとする。
- (2) 総合評価技術資料の記載に当たり、不明な点は必ず水道管理課出納管財係まで問い合わせのこと。